

# 緊急事態食料安全保障指針

○ 農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針（以下「指針」という。）」（平成24年9月農林水産省決定）を策定。

※下線部分は令和3年7月1日改正

## ○食料安全保障対策の概要

### 平素からの取組

- ・ 食料自給力の維持向上
- ・ 適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保
- ・ 国内外の食料供給に関する情報の収集・分析・提供  
〔平素からの効率的な情報収集・発信のための省内体制を強化〕
- ・ 早期の警戒監視の強化  
〔早期注意段階を新設し、情報の収集・分析の強化と、関連業界、消費者への的確な情報発信等を実施〕
- ・ 事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進

## レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・ 備蓄の活用と輸入の確保
- ・ 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・ 食料の価格動向などの調査・監視

## レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・ 緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
- ・ 生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法など）
- ・ 買い占めの是正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
- ・ 標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

## レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・ 熱量効率が高い作物などへの生産の転換
- ・ 既存農地以外の土地の利用
- ・ 食料の割当て・配給及び物価統制（物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法）
- ・ 石油の供給の確保（石油需給適正化法）

## ○食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

### （1）国内における要因

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ①大規模自然災害や異常気象        | ④食品の安全に関する事件・事故  |
| ②感染症の流行              | ⑤食品等のサプライチェーンの寸断 |
| ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 | ⑥地球温暖化等の気候変動     |

### （2）海外における要因

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| ①大規模自然災害や異常気象              | ⑩石油等の燃料の供給不足     |
| ②感染症の流行                    | ⑪地球温暖化等の気候変動     |
| ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫       | ⑫肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫 |
| ④食品の安全に関する事件・事故            | ⑬遺伝資源の入手困難       |
| ⑤港湾等での輸送障害                 | ⑭水需給のひっ迫         |
| ⑥輸出国等における紛争、政情不安、テロ        | ⑮単収の伸び率の鈍化       |
| ⑦輸出国における輸出規制               | ⑯水産資源の変動         |
| ⑧輸出国一輸入国間等の貿易上の障害の発生（貿易摩擦） | ⑰人口増加に伴う食料需要増加   |
| ⑨為替変動                      | ⑱バイオ燃料向け需要の増加    |
|                            | ⑲新興国との輸入の競合      |

## ○不測の事態に対する体制

### 食料安全保障室

- ・ レベル0以降の事態が発生又は当該事態に発展するおそれがあるとの判断
- ・ 食料供給に関する対策検討チームを開催

### 農林水産省対策本部

- （本部長：大臣、本部長代理：副大臣、副本部長：大臣政務官）
- ・ 不測時のレベルについて判断
  - ・ 農林水産省が実施すべき対策の協議・決定
  - ・ 政府対策本部の設置要請

### 政府対策本部

- ・ 不測の事態のレベルの判定
- ・ 政府一体となって取り組むべき対策を決定